

## 令和4年度（2022年度）第13回教育委員会（3月定例会）議事録

- 1 日時 令和5年（2023年）3月14日（火）  
午前9時30分から午後0時00分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一  
委員 木之内 均  
委員 田浦 かおり  
委員 田口 浩継  
委員 西山 忠彦  
委員 三淵 浩

### 4 議事等

#### (1) 議案

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について
- 議案第2号 熊本県立教育センター規則等の一部を改正する規則の制定について
- 議案第3号 熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の制定について
- 議案第4号 文化財の指定について
- 議案第5号 博物館の登録に関する規則の改正について
- 議案第6号 指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第7号 熊本県夜間中学の校名案について
- 議案第8号 令和5年度（2023年度）教育庁及び教育機関（学校を除く。）の役付職員の人事について
- 議案第9号 令和5年度（2023年度）県立学校長の人事について
- 議案第10号 令和5年度（2023年度）市町村立学校長の人事について

#### (2) 報告

- 報告（1） 熊本県夜間中学入学希望事前調査について

### 5 会議の概要

#### (1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

#### (2) 会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第8号から議案第10号までは、人事案件のため非公開とした。

#### (3) 議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号から議案第7号まで、報告（1）を公開で審議し、非公開で議案第8号から議案第10号までを審議した。

#### (4) 議事

- 議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について」

#### 教育政策課長

議案第1号について、御説明します。提案理由を1ページに記載しています。2月定例県議会に提案した教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたが、教育委員会に付議する暇がなく、次の2ページにありますとおり、教育長が臨時に代理して「原案どおりで差し支えない」旨の回答を行ったことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。該当の議案は、3ページに掲載の知事からの依頼文中、「記」以下の項目です。

まず、第1号、第4号及び第6号が2月補正予算関係の議案ですが、4ページから35ページまでが議案本文で、教育委員会関係については、36ページから39ページに整理しています。36ページは2月補正予算の総括表です。最下段「教育委員会の合計」欄の左から2番目にあるとおり、32億9,288万円余の減額補正です。内容としましては、人件費や各事業における執行見込みの精査等による減額補正と、国の経済対策を活用した増額補正が含まれています。

次の37ページに各課の主な事業を整理しています。主なものを御説明しますと、1・2・5・11は、光熱費の所要見込の増によるもの、7・9・10は国の経済対策を活用するもの、7は、特別支援学校のトイレ改修工事に要する経費を計上するもの、9は、県立学校における消毒液の購入等の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を計上するもの、10は、中学校運動部活動の地域移行推進に係る指導者養成等に要する経費を計上するものです。

38ページをお願いします。繰越明許費補正ですが、これらは、国の経済対策により計上した事業等について、今年度内の執行が困難となったため、次年度へ予算を繰り越す枠を設定するものです。

39ページをお願いします。債務負担行為ですが、7は、こども図書館設置に伴う既存図書館の改修工事に4月から着手するためには、年度内に契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものです。これ以外については、宿舍等の賃借について、4月1日からの契約であるため、事務手続上、債務負担行為の設定が必要となるものです。

続いて、令和5年度(2023年度)当初予算関係の議案について御説明します。40ページをお願いします。40ページから72ページまでが議案本文で、教育委員会関係については、73ページから77ページまでに整理しています。73ページが当初予算の総括表です。最下段「教育委員会の合計」欄にありますとおり、令和5年度(2023年度)の教育委員会の予算については、1,255億8,561万円余です。

各課の主な事業について、次の74ページから記載していますので、新規事業など、主なものを御説明します。1は、県立学校における教職員や生徒が使用するパソコン等のリースや通信ネットワークの保守管理等を行うもの、6は、新規事業で、教員不足の早期解消を図るため、教員の魅力を発信する広報活動や、教員免許保有者で教職に就いていない方、UIJターンを希望されている方などを対象とした講習会等を実施するもの。10は、新規事業で、熊本地震文化財復旧記録集を刊行するもの。16は、県立高等学校の長寿命化改修をはじめとする施設整備を行うもので、小川工業高校実習棟改築工事外60件の施設整備を行います。

75ページをお願いします。25は、新規事業で、外国人生徒受入に当たって、日本でも円滑に学校生活を送ることができるよう、通訳及び教育支援員を配置するもの。26は、新規事業で、高校生を対象とする半導体関連産業への理解促進と人材育成に取り組むもの。29は、高森高校のマンガ学科設置に伴う実習室等の整備設計を行うもの。31は、新規事業で、特別な教育的支援を必要としている子ども達の就学支援について、モデル地域を指定して行う、より適切な学びの場を選択するための仕組みづくり及び通常学級や特別支援学級で学ぶ場合の適切な支援体制の構築等に取り組むもの。41は、新規事業で、公立中学校の休日における運動部活動の地域移行に伴う実技指導者の配置等を行うものです。

76ページをお願いします。42は、令和6年（2024年）4月の県立夜間中学の開校に向けた校舎の整備及び生徒の募集等を行うもの。46は、新規事業で、部活動を担当する教員の負担軽減や文化部活動の地域移行を推進するため、中学校に部活動指導員を配置する市町村への助成を行うもの。47は、新規事業で、日本語指導を担う人材の育成及びTSMC駐在員子女の受入拠点となる公立小中学校への通訳や日本語指導員等を派遣する市町村への助成を行うもの。52は、書籍の購入やホームページ制作等のこども図書館の設置に向けた準備を行うもの。53は、新規事業で、こども図書館の開館準備及び運営等のため寄せられた寄附金の積立てを行うもの。54は、新規事業で、くまもと文学・歴史館の佐藤館長の監修のもと、企画している特別展「文字が語る古代のくまもと」の準備及び開催に要する経費です。

77ページをお願いします。債務負担行為の設定ですが、いずれも工事期間やリース等の関係で令和6年度（2024年度）以降の事業期間の確保が必要となるものです。

続いて、条例等議案について御説明します。78ページをお願いします。第63号は、「熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定について」です。79ページの条例等議案（概要）をお願いします。これは、博物館法の一部改正に伴い、関係規定を整備するものです。施行日については、令和5年（2023年）4月1日としています。

80ページをお願いします。第64号は、「熊本県こどもの読書環境整備基金条例の制定について」です。81ページの条例等議案（概要）をお願いします。これは、こどもの読書環境を整備し、こどもの豊かな感性と創造力を育むため、「こども図書館（仮称）」の開館準備及び運営等に活用する基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものです。施行日については、公布の日としています。

82ページをお願いします。第69号は、「負担付寄附の受納について」です。83ページの条例等議案（概要）をお願いします。これは、建築家の安藤忠雄氏から県に対し、建物等（「こども図書館（仮称）」）の負担付寄附の申込があったもので、本県が株式会社安藤忠雄建築研究所から寄附を受けるにあたり、その条件として、県は、寄附を受ける建物等を、自由に活字文化に触れることができる読書活動によって、子ども達の豊かな感性と創造力を育むことを目的とする施設として開館する負担がありますが、開館できず、寄附に係る契約が解除となった場合に、費用等の負担が発生する可能性があることから、地方自治法第96条第1項の規定による議会の議決が必要なものです。

84ページをお願いします。第71号は、「権利の放棄について」です。85ページの条例等議案（概要）をお願いします。これは、育英資金貸与金債権のう

ち、貸与の相手方及び連帯保証人の破産により、今後回収の見込みがない2件について、権利を放棄するものです。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

**教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

**教育長**

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

**教育長**

ありがとうございます。

○議案第2号 「熊本県立教育センター規則等の一部を改正する規則の制定について」

**教育政策課長**

議案第2号「熊本県立教育センター規則等の一部を改正する規則の制定」について」御説明します。

資料2ページを御覧ください。「熊本県立教育センター規則等の一部を改正する規則」は、熊本県立教育センター規則を含めた5つの規則について、一括して改正する規則です。2及び3に本件規則の制定の必要性とその内容を記載していますが、「個人情報の保護に関する法律」が一部改正され、令和5年(2023年)4月から、これまで適用範囲外であった地方公共団体にも同法が適用されるようになります。これに伴い、現行の「熊本県個人情報保護条例」が廃止されることから、同条例の規定を引用している5つの規則について、「個人情報の保護に関する法律」の規定を引用するよう改める等の規定の整理を行うものです。資料の3ページ及び4ページが規則の案、5ページから9ページまでが新旧対照表です。

説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

**教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

**教育長**

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

**教育長**

ありがとうございます。

○議案第3号 「熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の制定について」

**教育政策課長**

議案第3号「熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の制定について」御説明します。

資料2ページ及び3ページを御覧ください。規則案の概要を記載していますが、今回制定する規則は、「個人情報の保護に関する法律」等の規定を踏まえて、教育委員会における保有個人情報の開示等に関する手続や請求書等の様式を

定めるものです。

先ほど議案第2号でも御説明しましたとおり、「個人情報の保護に関する法律」の一部改正により、令和5年（2023年）4月から、これまで適用範囲外であった地方公共団体にも同法が適用されることとなります。そのため、「個人情報の保護に関する法律」や同法に基づき制定された「熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例」の規定に基づき、教育委員会規則で定めるべき開示請求等に関する事項を定める規則を新たに制定するものです。規則の内容は、3に記載のとおりです。

なお、3の（24）に記載していますが、現行の「熊本県個人情報保護条例」が廃止されることに伴い、同条例に基づき制定されていた「熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則」は、廃止します。4ページ以降が規則の案です。

説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

**教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

**教育長**

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

（委員了承）

**教育長**

ありがとうございます。

○議案第4号 「文化財の指定について」

**文化課長**

議案第4号の資料を御覧ください。本日お諮りする「福田寺の五輪塔」の文化財指定については、令和5年（2023年）2月3日に開催された県文化財保護審議会において審議され、2ページのとおり同日付で県の重要文化財に指定するよう答申が出されています。

「福田寺の五輪塔」の概要について説明します。4ページの指定案件概要を御覧ください。また、位置図や五輪塔の写真、銘文等については、5ページ以降に記載していますので、併せて御参照ください。種別は、熊本県指定重要文化財（建造物）で、現在、上益城郡益城町木山に所在する益城町交流情報センターミナテラス敷地内に設置されています。「福田寺の五輪塔」は、益城町に所在した中世山岳寺院福田寺に係る五輪塔で、塔が造られた年代は、文永8年（1271年）です。もともとは益城町南部、御船町との境付近にある松窪井手というところに所在していたと言われていたようですが、昭和30年（1955年）頃に西原村に移設され、平成28年熊本地震後に現在地に設置されました。

五輪塔は、阿蘇溶結凝灰岩の石材を組み合わせられていて、地震によって火輪の一部が欠失していますが、形態的なバランスも良く、五輪全てが揃う完存の優品です。大きさは現在残っている高さが248.5cm、復元した高さが250cmで、これは県内における鎌倉時代五輪塔の中で3番目に大きいものです。

また、地輪正面の梵字両脇には、銘文が刻まれているので、この銘文から鎌倉時代における造塔の様式をうかがい知ることができるとともに、文永8年（1271年）という県内で2番目に古い紀年銘を確認することができます。

このように「福田寺の五輪塔」は、形・大きさ・年代から見ても熊本県を代表する五輪塔の1つであり、県の重要文化財として指定に値するものです。

以上、御審議をよろしくお願いします。

**教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

**教育長**

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

**教育長**

ありがとうございます。

○議案第5号 「博物館の登録に関する規則の改正について」

**文化課長**

文化課です。議案第5号「博物館の登録に関する規則の改正について」説明します。

資料2ページ「規則案の概要」を御覧ください。今回の改正は、主に博物館法の一部改正に伴う条項ずれや関係規定を整理するものです。規則の施行に関し必要な事項、博物館の登録の際の審査基準のことですが、これを別に定める規定を設けるほか、その他所要の規定の整理を行います。施行日については、博物館法改正の施行日に合わせ、令和5年(2023年)4月1日からとしています。また、博物館法の経過措置に合わせ、所要の経過措置を設けます。

以上、御審議をよろしくお願いします。

**教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

**教育長**

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

**教育長**

ありがとうございます。

○議案第6号 「指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について」

**義務教育課長**

議案第6号「指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

これまで本県では、「指導が不適切な教諭等」の取扱いについては、関係規定に基づき、教育委員会規則を制定し、運用してきたところです。規則案の概要「3内容(1)」に示していますように、地方公務員法第28条の4及び第28条の5の規定、これは定年退職者等の再任用に係る規定となりますが、この条文が廃止されることに伴い、これらの規定に係る部分の改正が必要となりました。

改正内容は大きく2点です。新旧対照表を御覧ください。1点目は、現行規則第2条の下線部分、再任用職員に係る部分を削除することです。2点目は、新規規則の附則に再任用職員に替わる「暫定再任用職員」を所要の経過措置として設け

ることです。

所要の経過措置として、附則の2に示しています「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された者」が暫定再任用職員のことであり、今回の規則改正後の第2条第1項に規定する「教諭等」には含めないとしています。

本日、御承認いただければ、県公報によって公表し、令和5年（2023年）4月1日施行したいと考えています。説明は以上です。

**教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

**教育長**

実際は何も変わらないということですか。

**義務教育課長**

はい。もともと再任用職員は含めていなかったもので、再任用職員に替わる暫定再任用職員も含めないとして、文言の整理を行ったところです。

**教育長**

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

（委員了承）

**教育長**

ありがとうございます。

○議案第7号 「熊本県夜間中学の校名案について」

**義務教育課長**

議案第7号「熊本県夜間中学の校名案について」御説明します。

資料の1ページを御覧ください。提案理由ですが、令和6年（2024年）4月開校予定の熊本県夜間中学の校名案については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号」の規定により、教育委員会において定める必要があるためです。

続いて、別紙1を御覧ください。今回の提案について1を御覧ください。令和4年（2022年）11月7日（月）から12月9日（金）までを募集期間として校名案の公募を行い、315件の応募がありました。これまで、2回の校名案検討委員会を開催し、別紙2のとおり3案に絞り込みました。本日、この3案の中から1案に決定していただきます。2には、参考までに、本日以降の「決定後のスケジュール」を記載しています。

それでは、別紙2を御覧ください。校名案3案について御説明します。その3案は、「熊本県立ひかり中学校」「熊本県立ひばり中学校」「熊本県立ゆうあい中学校」です。

1つ目の熊本県立ひかり中学校については、夜間中学での学びが、生徒の皆さんの未来、ひいては県民の未来を照らす光となるようにという意味が込められています。また、星や希望のある明るい未来がイメージされることと、シンプルで、浸透しやすいという観点から選定されました。

2つ目の熊本県立ひばり中学校について御説明します。県の鳥「ひばり」を校名とすることで、熊本らしさや夜間中学で学んだことを次への新たなステップにして、新たな朝を迎えてほしいとの思いが込められています。また、夜間中学で

学び直し、将来へはばたくシンボルとなるとの意見があがりました。

3つ目の熊本県立ゆうあい中学校について御説明します。応募者からのコメントや委員からの意見にありますように、熊本県が目指す「誰一人取り残さないくまもとづくり」を熊本の「熊」（ゆう）と全ての県民を愛するという「愛」（あい）から考えたという意見や、湧心館高校の「湧」（ゆう）と学び合いの「合い」（あい）など、いろいろな意味が含まれているとのことで選定されました。

校名案についての御説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

#### 教育長

説明の校名案3つについて、御質問等がありましたらお願いします。

#### 教育長

よろしいですか。

質問がなければ、それぞれ委員の皆様から校名案に御意見ををお願いします。

#### 三淵委員

それぞれ選ばれて残った3つですので、どれもそれなりの理由や意味付けがあって、どれに決まっても良いと思うところもありますが、私自身は「ゆうあい」を考えました。理由は、そこに書いてあるとおり、熊本の熊は「ゆう」と読んだりしますし、人々が愛し合うという「あい」もありますし、いろんな意味が含まれているということと、英語のYOU&Iというところも良いと思います。熊本がちょうど国際的に発展する時期ですので、「ゆうあい中学校」が良いと考えます。

#### 西山委員

私もこの3つの名前はいずれも良いと思っています。その中で、あえて一つと言われると、シンプルな「ひかり中学」が良いと思います。全国から見たときに、熊本に「ひかり中学があるよ」というように、非常にシンプルで覚えやすいですし、「ひかり」という輝くイメージで、「また学び直していくのだ」「明かりを灯していくのだ」ということで、一番シンプルな「ひかり中学」という名前が良いと思いました。

#### 田口委員

私も、どれも良いと思いました。校名は是非ひらがなでと思っていたところですが、どちらもひらがなで、すごく柔らかい感じがしました。順位を付けるとしたら、私は1位が「ゆうあい」で、2位が「ひかり」と思っていたところです。「ゆうあい」というのは決まった言葉がなく、いろいろな取り上げ方ができます。これから入学を希望される方々は、多様な課題を抱えておられたり、いろいろな目標・目的をもっておられたりすると思いますので、そのような意味でも「ゆうあい」という言葉がぴったりで、それぞれにいろいろなイメージを持っていただくという点でも、広がりがあるものではないかと思っています。

#### 田浦委員

私も、どれに決まっても良いと思っていますが、私は「ひかり中学校」を押したいと思っています。理由は、ここで学ばれた知識が、その後の人生を照らす灯となることを願いたいと思い、「ひかり中学校」にしたいと思っています。

#### 木之内委員

私も、どれも良いと思いますが、どちらかと言うと「ゆうあい」か「ひかり」が良いと思っています。そんな中で、あえてと言うと、「ひかり」も非常にシンプルで良いですが、「ゆうあい」はいろいろな意味を含んでいて、夜間中学ということで、人の優しさみたいなものも含めて「ゆうあい」が良いと思いました。



## 教育長

私も、3つとも良い案だなと思っていますが、特に、3つ目の「ゆうあい」は三渕委員も言われましたが、外国人も多いということで、「ゆう」と「あい」を英語でも「YOU」と「I」、「あなた」と「わたし」と表現できるように、いろいろな意味も含めているということで、熊本らしい名前かなと思いました。

## 教育長

ただ今御意見をいただきましたが、この3つのうち、「ひかり」と「ゆうあい」、この2案に絞られたと思いますが、加えたい御意見はありますか。

## 教育長

よろしいですか。

「ゆうあい」が4人、「ひかり」が2人と多数決をとる訳ではないですが、県教育委員会としても、校名案を決定したいと思っていますが、まず、最初に説明がありましたとおり、県民の皆様から校名案、315の案をいただき、それから校名案検討委員会で検討していただきまして、この3案に絞られました。この校名案検討委員会では、「ゆうあい」が一番多かったということがありますし、本日の各委員の皆様からの御意見も、どちらかと言えば「ゆうあい」の方が多かったということで、多様性、それから言葉の広がり等の観点から、県教育委員会としては、「ゆうあい」という名前が良いと思ったところです。どちらにしても良い名前ですので、特に「ひかり」という言葉については、今後策定していきます夜間中学の学校教育目標や教育のスローガン若しくは校歌等に反映させていくといった方向で検討していければと思っています。「ひかり」については、そのような使い方をさせていただき、名前は「ゆうあい」で進めたいと思いますがいかがですか。

(委員了承)

## 教育長

それでは、県教育委員会の夜間中学の校名案は「ゆうあい中学校」としたいと思います。

## 義務教育課長

ありがとうございました。本日この校名案が決定しましたので、6月の県議会で条例の改正案を提出・提案しまして、正式に議決をいただいた後に、正式に校名が決定し、学校設置という流れになる予定であることを申し添えます。

○報告(1)「熊本県夜間中学入学希望事前調査について」

## 義務教育課長

義務教育課です。令和4年(2022年)11月27日(日)から令和5年(2023年)1月31日(火)まで実施しました「熊本県夜間中学入学希望事前調査の結果」について御報告します。

今回は、入学対象者(熊本県在住の15歳以上で、義務教育を修了していない方又は卒業しても不登校等の理由により十分に学ぶことができなかった方)に対して実施し、回答は43件ありました。そのうち、「あなたは、夜間中学に入学したいと思いますか」という問いに対し、「是非入学したい」と回答したのが24人、「どちらかと言えば入学したい」と回答したのが8人、「まだ分からないが興味がある」と回答したのが11人でした。

43件の回答者の居住地内訳は、熊本市が17人と最も多く、全体の約40%を占めました。次いで、天草市14人、人吉市3人、菊陽町・あさぎり町がそれ

ぞれ2人、八代市・水俣市・益城町・錦町・南阿蘇村がそれぞれ1人でした。大きく地域ごとに見ると、県北地域が3人で全体の約7%、県央地域が18人で約42%、県南地域が22人で約51%でした。

年齢は、10代から80代まで各年代に渡っていて、特に20代・30代を中心とした若い年代が多い傾向がありました。

話せる言語（複数回答可）については、日本語が39人、英語が5人、中国語が1人、ベトナム語が1人、その他の言語が8人でした。

今回は国籍まで回答を求めています。外国語を使用する方は12人でした。

これまで、周知の徹底が課題となっていたことから、熊本市周辺の各市町村総務課・福祉課をはじめ、外国人支援機関、福祉機関等を直接訪問させていただきました。

また、県内全市町村及び外国人支援機関等が有するSNS等での周知に御協力いただきました。

今後、調査結果をもとに、熊本市と連携しながら準備を進めていきます。

説明は以上です。

#### **教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### **西山委員**

住んでいる市町村ごとの回答数で、天草は14件、熊本市は17件、八代市は1件ですが、天草が14件というのは、イメージ的に非常に多い気がしています。どのような関係が多かったのか、理由が分かりましたら教えてください。

#### **義務教育課長**

天草で日本語教室を実施されている方が、入学希望事前調査を御存じで、生徒達にアンケートを呼びかけた結果が、このような数値に反映していると聞いています。

#### **西山委員**

言語も非常にグローバルな形になっているのは、日本語教室での回答だったのですね。

あえてもう一つ言うと、43件の回答をいただいています。今の天草の話もピンポイントで展開されているような感じがして、県下全域に届いているのかというのは少し疑問に思っているところです。可能であれば、予算を付けていただいているので、広告のQRコードにアクセスしたら「ゆうあい中学校」の内容が英語やベトナム語などの多言語でも読めるようにし、広告や新聞に使われると、県下全域に届くような気がしています。

#### **義務教育課長**

ありがとうございました。今年度も、例えば、テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等、様々な周知・広報を図っていますが、更に今御助言いただいたことを活かしながら、周知・広報にしっかりと努めていきたいと思っています。

#### **田口委員**

私も天草市が意外に多かったと思っています。理由をお聞きしたら、仲介してくださる日本人の方がいらっしゃるかどうか、その方の意思の強さで、この結果が出てきていると思いました。おそらく、外国籍の方々は、夜間中学が取り上げられているのは知っていたとしても、遠い存在に感じておられる方が多いのではないですか。

是非、そのような方々にもいろいろなメディアの協力を得ながら、きちんと伝えていくということと、仲介に入ってください方をきちんとつくっていくことが大事だと思いました。

さらに、今後の課題になると思いますが、天草も上天草市ではなくて、天草市はかなり遠いところになりますので、この「ゆうあい中学校」の授業形態は、対面が一番だと思いますが、遠隔であったり、サテライトであったり、又はその交通費の公的な支援、そのようなものも含めながら検討していくことが必要だということ、この結果から分かったように思います。その辺も含めて、御検討をお願いします。

### 義務教育課長

ありがとうございます。今、私達も「誰一人取り残さない」という観点から、遠方の方の対応というところを一つの課題として、ICTの活用等も含めながら研究を進めているところです。最初からきちっとした形というのはできないかもしれませんが、何らかの形で対応できるところは、しっかり対応しながら取り組んでいきたいと思っています。

### 三淵委員

実際の夜間中学はどのような感じなのか、またいろいろと教えていただきたいと思っています。若い人が多いと言っても、高齢の方もいらっしゃるし、誰一人取り残さないと言っても、能力等に合わせた授業が必要になると思います。また、そのようにすると、先生達が大変になると思います。また、遠方からの問題として、交通事故等も心配ですし、いろいろな細かな問題が出てくると思います。今、先進的に取り組まれている学校における問題点や課題等も、是非、また教えていただきたいと思っています。

### 木之内委員

外国籍の方もいて、この年齢幅がありますが、夜間中学は義務教育の範疇なので、どのような教育をしていくかについて、是非この教育委員会の中でも、このような形を取っていききたいといったことを含めて、報告や意見交換ができたらと思います。

皆さんと一緒に、我々もいろいろと調査も含めてできたらと思います。実際の教育の手法については、改革も含めて、随時検討が必要だろうと思います。是非、今後検討していけたらと思います。

### 西山委員

天草が14件あったとすれば、他のところにもいらっしゃる気もします。熊本市の「ゆうあい中学校」だけでは、なかなか対応が難しいので、ある程度の学生がいたら、そこにサテライト教室を設け、更にいろいろなボランティアの方も応援していただく等、複合的な仕組みをつくる前提のもとで、告知を進めていただいた方がよいと思います。入学者の数によって、サテライト教室も数か所検討することができれば、みんな安心して応募してくれると感じています。

### 木之内委員

少し気になるのは、全体で年齢を限定しないで募集をかけて、「入学したいですか」と聞いているということは、この方々が開校初年度に入学した場合、次の年に続くのだろうかと思ったところです。例えば、1年目は、年齢等のグループングをして、ある程度教育をしやすい形にしながらスタートする等、いろんな幅を持つことも必要であると思いました。これは一つの例ですので、必ずしもそうしてほしいということではなく、そういったフレキシブルな検討を是非試してみ

いただけたらいいと思います。

**西山委員**

今の話で伺いますと、応募者と面談されて、「あなたは来年にしてくれませんか」という話になるかもしれませんね。

**木之内委員**

そのようなこともあり得そうだと少し思いました。

**教育長**

応募者にそれぞれ面談をして、それぞれの事情や希望学年、地理的な状況、家庭の状況等、いろいろと聞いたところで対応していく形になるのでしょうか。

**田口委員**

直接的には関係ないのですが、熊本大学教育学部の大学院でも、これらの教育において、多様な言語、多様な文化、多様な習慣をお持ちの方々に対する教育について学べる講義を新設しようとしています。是非、この夜間中学校を大学院生、学生の学びの場とさせていただくとありがたいと思います。多分、一人一人いろいろなニーズ、学習のレベルが違うので、たくさんの先生がいた方がいいと思います。大学院生であれば、既に教員免許状を持った上で入学してくる方々ばかりですので、協力支援もできますし、彼らもいろいろなことを学べます。そのような中学校にしていただけると、私達もありがたいと思っています。

**西山委員**

天草市の話ですが、14人が回答されて、「是非入学したい」という人が9人はいらっしゃり、この人たちがどんなことをイメージして「是非入学したい」と思われているのかについても聞いていただきたいと思います。本当に熊本市まで通ってくる気があるのか、サテライト教室、あるいはeラーニングをイメージされているのか、また、どのようなことを思っているのか等も調べながら、仕組みを構築・想定した方が良くも思いました。

**教育長**

夜間中学は、令和6年（2024年）春の開校に向けて、しっかりと準備を進めていくということで、今いただいた御意見をもとに、頑張っていきたいと思えます。

**教育長**

よろしいですか。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

**教育長**

本日予定されました議事については以上のとおりですが、その他で何かありますか。

**教育長**

他はよろしいですか。

**教育長**

ありがとうございました。  
引き続き、よろしくお願いいたします。

**6 次回開催日**

教育長が、次回の定例教育委員会は令和5年（2023年）4月11日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午後0時00分。